ごみ対策調査特別委員会

９月14日 開催
付託議案 １件

西条市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例について

Q 今回の条例改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴うものであるが、９月定例会最終日（９月25日）に本議案が議決、公布された場合、同法施行日の９月16日から24日までは改正内容が適用されないが問題ないのか？

A 現在本市では、同法に追加された特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処理施設を設置する動きはなく、また、生活環境に及ぼす影響調査も実施しておらず、当該期間中に調査結果を縦覧しなければならない事態は想定していないため、問題は生じない。

Q 遡及適用する附則を明記しない理由は？

A 実務上問題が生じる場合は、遡及適用する附則を設けるべきであるが、今回の場合、問題は生じないため、遡及適用する附則は必要ないとの結論に至り、本条例改正案を提出した。

以上の審査経過を踏まえ、委員から、原案の附則に適用区分及び経過措置に関する内容を加える修正案が提出され、審査の結果、修正案及び修正部分を除く原案をそれぞれ全会一致で可決しました。

教えて！！みずき議員　議案の修正ってなに？

市長から議会に、議案（条例の制定・改廃、予算を定めることなど）の提出があった場合、本会議や委員会（常任委員会・特別委員会）で審査して議決するんよ。

議案の内容に対し、議員（委員）は必要に応じて議案を修正することができて、議案の修正を行う場合は、その議案の目的の範囲内において、修正案を添えた「修正動議」を提出することになるんよ。

議案の修正に係る審議の流れがどうなっとるんか、見てみよう！

議案審議の流れ

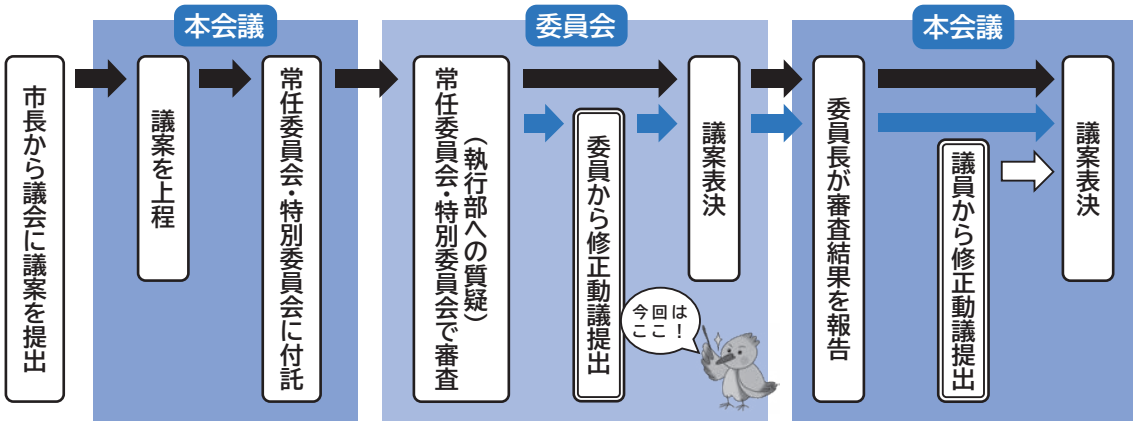

委員会で修正可決した後の本会議（最終日）での経過

本会議最終日（９月25日）では、ごみ対策調査特別委員会委員長から、委員会修正案及び修正部分を除く原案（元の内容）を可決した旨の報告が行われました。※詳細は、上段の特別委員会レポートのとおり

その後、採決を行った結果、まず、委員会修正案を全会一致で可決し、次に可決された委員会修正部分を除く原案を全会一致で可決しました。

委員会修正案の採決の様子

人権擁護委員候補者の推薦

人権擁護委員候補者に、玉井秀昌氏を推薦することに異議ないものとしました。